

指名競争入札者心得書（電子調達・物品買入れ等）

（入札の基本的事項）

第1条 入札参加者は、東大和市（以下「市」という。）から提示されたこの心得書（入札通知書を含む。）、仕様書、図面、内訳書及びその他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

2 仕様書、図面及び内訳書等に誤り又は脱落があった場合において、当該誤り又は脱落が、提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤り又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を電子入札システムに登録すること。なお、落札者の決定に当たっては、登録された入札金額にその10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。また、非課税取引等に係る入札については、別途指示する場合があるので、留意すること。

4 単価契約については、見積もった単価の110/100に相当する金額に1円未満の端数を生じても、その端数処理は行わない。ただし、当該契約に基づく請求金額に1円未満の端数を生じた場合は、当該端数金額は切り捨てる。

（入札の辞退）

第2条 指名を受けた者は、入札金額を登録するまで、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、辞退届を登録又は提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

第4条 入札参加者が連合し、または不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

2 天災その他やむを得ない理由があるときは、入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

（入札）

第5条 入札参加者は、入札書に必要な事項を入力し、あらかじめ指名通知において指示した締切日時までに、電子入札システムに登録しなければならない。

2 指定の日時までに辞退届もしくは入札書を登録又は提出しないときは不参とする。

（入札金額の変更等の禁止）

第6条 入札者は、その登録した入札金額の変更、引換え又は撤回をすることができない。

（開札）

第7条 開札は、指定された日時に行う。

（入札の無効）

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札及び明らかに連合によると認められる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 入札書の登録事項が不明なもの
- (3) 電子入札システムにより設計図書等を入手することなく行った入札
- (4) 前各号のほか、特に指定した事項に違反したもの

(落札者)

第9条 物品の買入れその他市の支出の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。ただし、製造その他についての請負の場合において、次条及び第11条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者以外の者を落札者とするところがある。

2 物品の売払いその他市の収入の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最高の価格で入札をした者を落札者とする。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第10条 製造その他についての請負の競争入札の場合において、市が予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした他の者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とするところがある。

(最低制限価格の設定)

第11条 製造その他についての請負の競争入札の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第12条 開札時、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(前条の規定により最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。)は、直ちに再度入札を行う。

2 前項の再度入札の回数は、2回以内とする。

3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第8条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格以上の価格で入札をした者に限る。

(くじによる落札者の決定)

第13条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじによって落札者を決定する。

(法令の遵守)

第14条 入札への参加及び契約の履行に際しては、東大和市契約事務規則のほか、各種法令を遵守しなければならない。

(その他)

第15条 指名を受けた者が契約の締結までの間に東大和市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けたときは、当該入札の指名を取り消し、登録された入札書があるときはこれを無効とする。